

備考

- 1 この表の第3階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、第4・第5階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。  
 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 2 この表の第6から第19階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)並びに平成23年7月15日雇児第0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用の徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局主管の制度に限る。)に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。  
 ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
  - (1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係る部分に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係る部分に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで
  - (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
  - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条
- 3 この表の年齢区分は、入所している各年度の初日年齢とし、当該年度中に限り変更はないものとする。
- 4 児童の属する世帯が、次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合はこの表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金(保育料)基準額とする。
  - (1) 「母子世帯等」・・・母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
  - (2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」・・・次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
    - ① 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
    - ② 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付
    - ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者健福祉手帳の交付を受けた者。
    - ④ 特別扶養児童手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。
- (3) 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯

階層区分	徴収金(保育料)基準額(月額)	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第2階層	0円	0円
第3階層	7,900円	5,200円
第4階層	10,000円	7,000円
第5階層	11,600円	8,900円

- 5 第2階層から第19階層までの世帯であって、同一世帯から保育所の他に幼稚園、認定子ども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援、医療型児童発達支援若しくは家庭的保育事業を利用している児童も算定対象人数に含め、2人以上の児童が入所している場合は次により算定した額とする。
  - (1) 2人目の徴収金(保育料)基準額＝当該児童の徴収金(保育料)基準額×0.5
  - (2) 3人目以降の徴収金(保育料)基準額 0円
 なお、兄弟数は年齢が高い順に数える。